

# 平成28年度水質検査計画書

岡山県浅口市

## 1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安心・安全なものであることを保証するために、以下の方針により水質検査を行います。

### 検査地点

水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓で行います。

### 検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上留意すべき項目について実施します。

### 検査頻度

水道法に基づく色度・濁度並びに消毒用の残留塩素に関する検査については、給水栓にて毎日行います。また、水質基準項目の検査については水道法の定めにより月1回、その他の項目は3ヶ月に1回とします。

## 2. 水道事業の概要

浅口市の水源は、岡山県西南水道企業団新庄浄水場・鴨方浄水場及び倉敷市片島浄水場から浄水を受水しており、浅口市の管理する配水池を經由し、自然流下または一部ポンプ加圧を行い、平成27年度末現在の給水戸数及び給水人口は、市内13,509戸、33,987人(水道普及率96.4%)のご家庭の皆様へ水道水をお届けしています。

### 事業概要(平成27年度現在)

水道事業体	浅口市上下水道部水道課			
	所在地	岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地		
施設	水源	金光地区	倉敷市より受水	
		鴨方地区	岡山県西南水道企業団より受水	
		寄島地区	岡山県西南水道企業団より受水	
		認可水量	金光地区5,000m <sup>3</sup> /日、鴨方・寄島地区14,000m <sup>3</sup> /日	
	配水施設	金光地区	市所有配水池合計2,815m <sup>3</sup>	
		鴨方地区	市所有配水池合計2,093m <sup>3</sup>	
		寄島地区	市所有配水池合計226m <sup>3</sup>	
		鴨方地区	西南水道企業団所有配水池6,700m <sup>3</sup>	
		寄島地区	西南水道企業団所有配水池2,000m <sup>3</sup>	
	配水方式	自然流下式及びポンプ加圧式		

### 3. 水質検査の概要

#### 法令に基づく検査

水質検査は、皆様に安心して水道水を利用していただけるよう、各水系ごとの末端給水栓で定期的に検査を行います。また、近年さまざまな水質関連項目について極微量レベルの測定が求められていることから、厚生労働大臣指定の検査機関である「公益財団法人岡山県健康づくり財団」(岡山県岡山市北区平田408番地1 TEL(086)246-6257)にて水質検査を実施しています。

#### 採水地点

金光地区	金光総合支所
鴨方地区	吉宗公会堂
	朝倉公会堂
寄島地区	寄島こども園

#### 毎日検査

1日のうち1回、色度・濁度・臭味について異常の有無や残留塩素濃度(0.1mg/l以上)の確認のための検査を個人に委託し、毎日検査を行います。

#### 検査地点

金光地区	金光町占見新田地内
鴨方地区	鴨方町地頭上地内
	鴨方町六条院西地内
寄島地区	寄島町地内

水質検査採水地点を別図に表示

#### 検査項目と検査頻度

##### 1) 水質基準項目検査(表-1)

法令で定められている水質基準項目(51項目)について検査を行います。

##### 2) 検査頻度

給水栓における水道水の検査は法令で義務付けられており、法令で定められている頻度で検査を行います。

##### 3) 臨時の水質検査

水源や配水池等での事故や災害などにより配水管の異常が認められたときは、給水を停止したり必要な措置をとるとともに、臨時の水質検査を行います。

# 平成28年度水質検査計画書

## 検査の概要

浅口市の水道は、岡山県西南水道企業団新庄浄水場・鴨方浄水場及び倉敷市片島浄水場から浄水を受水しており、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等について、より安全性を確保するため下記の内容により水質検査を実施します。なお、検査については水道法第20条第3項に基づく厚生労働省登録水質検査機関(公財)岡山県健康づくり財団に委託します。

表 - 1.法令に基づく水質検査

採水箇所 吉宗公会堂

### (1)水質基準

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度		検査計画頻度(回/年)		設定理由等			
				給水栓		蛇口	企業団実施				
				検査頻度	検査省略頻度						
1	一般細菌	100個/ml	6	月1回	月1回	12	-				
2	大腸菌	陰性	陰性	月1回	月1回	12	-				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため			
4	水銀及びその化合物 *3	0.0005	0.00005未満			1	-				
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-				
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-				
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満			1	-				
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満			月1回	年4回		12	-	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満			年4回			4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.89	月1回	12	-					
12	フッ素及びその化合物 *3	0.8	0.11	年1回	3年1回 *1	1	-	過去の値による			
13	ホウ素及びその化合物 *3	1	0.01			1	-	安全確認のため			
14	四塩化炭素 *3	0.002	0.0002未満			1	-				
15	1,4 - ジオキサン *3	0.05	0.005未満			1	-				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-2,2-ジクロロエチレン *3	0.04	0.002未満			1	-				
17	ジクロロメタン *3	0.02	0.001未満			1	-				
18	テトラクロロエチレン *3	0.01	0.0005未満			1	-				
19	トリクロロエチレン *3	0.01	0.001未満			1	-				
20	ベンゼン *3	0.01	0.001未満	1	-						
21	塩素酸	0.6	0.15	年4回	年4回	4	-				
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満			4	-				
23	クロロホルム	0.06	0.034			4	-				
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.014			4	-				
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003			4	-				
26	臭素酸	0.01	0.004			4	-				
27	総トリハロメタン	0.1	0.047			4	-				
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.017			4	-				
29	プロモジクロロメタン	0.03	0.011			4	-				
30	プロモホルム	0.09	0.001未満			4	-				
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.003			4	-				
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09	年4回	年4回	4	-	過去の値による			
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
35	銅及びその化合物	1	0.003			1	-				
36	ナトリウム及びその化合物	200	10			1	-				
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	1	-						
38	塩化物イオン	200	14	月1回	月1回	12	-				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	54	年1回	年1回	1	-	過去の値による			
40	蒸発残留物	500	108	年4回	年4回	4	-				
41	陰イオン界面活性剤 *3	0.2	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
42	ジェオスミン *3	0.00001	0.000003			発生時期に	1	-	藻類の繁殖に併せて検査		
43	2 - メチルイソボルネオール *3	0.00001	0.000003		月1回	1	-	(発生時期は浄水場にて実施)			
44	非イオン界面活性剤 *3	0.02	0.005未満		3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
45	フェノール類 *3	0.005	0.0005未満			1	-				
46	有機物等(TOC)	3	1.1	月1回	月1回	12	-				
47	pH値	5.8 ~ 8.6	7.7			12	-				
48	味	異常なし	異常なし			12	-				
49	臭気	異常なし	異常なし			12	-				
50	色度	5	0.5未満			12	-				
51	濁度	2	0.1未満			12	-				

備考 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査をします。

\*1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。\*2基準値の2/10以下の場合です。

\*3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

### (2)1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭味についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。

表 - 1.法令に基づく水質検査

採水箇所 朝倉公会堂

(1)水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由等	
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施		
1	一般細菌	100個/ml	0	月1回	月1回	12	-		
2	大腸菌	陰性	陰性	月1回	月1回	12	-		
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため	
4	水銀及びその化合物 *3	0.0005	0.00005未満			1	-		
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-		
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-		
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-		
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満			1	-		
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	月1回	年4回	12	-		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	年4回		4	-		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.92	月1回		12	-		
12	フッ素及びその化合物 *3	0.8	0.12	年1回	年1回	1	-	過去の値による	
13	ホウ素及びその化合物 *3	1	0.01		1	-	安全確認のため		
14	四塩化炭素 *3	0.002	0.0002未満		1	-			
15	1,4 - ジオキサン *3	0.05	0.005未満		1	-			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-2,2-ジクロロエチレン *3	0.04	0.002未満		1	-			
17	ジクロロメタン *3	0.02	0.001未満		1	-			
18	テトラクロロエチレン *3	0.01	0.0005未満		1	-			
19	トリクロロエチレン *3	0.01	0.001未満		1	-			
20	ベンゼン *3	0.01	0.001未満		1	-			
21	塩素酸	0.6	0.12		年4回	年4回		4	-
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4				-	
23	クロロホルム	0.06	0.026	4			-		
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.011	4			-		
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	4			-		
26	臭素酸	0.01	0.002	4			-		
27	総トリハロメタン	0.1	0.039	4			-		
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	4			-		
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.01	4			-		
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	4			-		
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.003	4			-		
32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	年1回			3年1回 *1	1	-
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09	年4回	年4回	4	-	過去の値による	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため	
35	銅及びその化合物	1	0.003			1	-		
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.3			1	-		
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満			1	-		
38	塩化物イオン	200	14.1	月1回	月1回	12	-		
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55	年1回	年1回	1	-	過去の値による	
40	蒸発残留物	500	106	年4回	年4回	4	-		
41	陰イオン界面活性剤 *3	0.2	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため	
42	ジェオスミン *3	0.00001	0.000002		発生時期に	1	-	藻類の繁殖に併せて検査	
43	2 - メチルイソボルネオール *3	0.00001	0.000002		月1回	1	-	(発生時期は浄水場にて実施)	
44	非イオン界面活性剤 *3	0.02	0.005未満		3年1回 *1	1	-	性状確認等のため	
45	フェノール類 *3	0.005	0.0005未満			1	-		
46	有機物等(TOC)	3	1.1	月1回	月1回	12	-		
47	pH値	5.8 - 8.6	7.6			12	-		
48	味	異常なし	異常なし			12	-		
49	臭気	異常なし	異常なし			12	-		
50	色度	5	0.6			12	-		
51	濁度	2	0.1未満			12	-		

備考 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査可能。

\*1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。\*2基準値の2/10以下の場合です。

\*3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2)1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭味についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。

表 - 1.法令に基づく水質検査

採水箇所 金光総合支所

(1)水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由等			
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施				
1	一般細菌	100個/ml	14	月1回	月1回	12	-				
2	大腸菌	陰性	陰性	月1回	月1回	12	-				
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため			
4	水銀及びその化合物 *3	0.0005	0.00005未満			1	-				
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-				
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-				
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-				
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満			1	-				
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満			月1回	年4回		12	-	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満			年4回			4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.02	月1回	12	-					
12	フッ素及びその化合物 *3	0.8	0.11	年1回	年1回	1	-	過去の値による			
13	ホウ素及びその化合物 *3	1	0.01		3年1回 *1	1	-	安全確認のため			
14	四塩化炭素 *3	0.002	0.0002未満			1	-				
15	1,4 - ジオキサン *3	0.05	0.005未満			1	-				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-2,2-ジクロロエチレン *3	0.04	0.002未満			1	-				
17	ジクロロメタン *3	0.02	0.001未満			1	-				
18	テトラクロロエチレン *3	0.01	0.0005未満			1	-				
19	トリクロロエチレン *3	0.01	0.001未満			1	-				
20	ベンゼン *3	0.01	0.001未満			1	-				
21	塩素酸	0.6	0.06未満			年4回	年4回		4	-	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	4					-		
23	クロロホルム	0.06	0.004	4	-						
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.002未満	4	-						
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	4	-						
26	臭素酸	0.01	0.001未満	4	-						
27	総トリハロメタン	0.1	0.011	4	-						
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	4	-						
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.004	4	-						
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	4	-						
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002未満	4	-						
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03		年1回	1	-	過去の値による			
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満		3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
35	銅及びその化合物	1	0.009			1	-				
36	ナトリウム及びその化合物	200	7.9			1	-				
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	1	-						
38	塩化物イオン	200	8.6	月1回	月1回	12	-				
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	58	年1回	年1回	1	-	過去の値による			
40	蒸発残留物	500	108	年4回	年4回	4	-				
41	陰イオン界面活性剤 *3	0.2	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
42	ジェオスミン *3	0.00001	0.000001		発生時期に 月1回	1	-	藻類の繁殖に併せて検査 (発生時期は浄水場にて実施)			
43	2 - メチルイソボルネオール *3	0.00001	0.000001未満		月1回	1	-				
44	非イオン界面活性剤 *3	0.02	0.005未満		3年1回 *1	1	-	性状確認等のため			
45	フェノール類 *3	0.005	0.0005未満			1	-				
46	有機物等(TOC)	3	0.8	月1回	月1回	12	-				
47	pH値	5.8 - 8.6	7.5			12	-				
48	味	異常なし	異常なし			12	-				
49	臭気	異常なし	異常なし			12	-				
50	色度	5	1.4			12	-				
51	濁度	2	0.1			12	-				

備考 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査をします。

\*1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。\*2基準値の2/10以下の場合です。

\*3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2)1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭気についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。

表 - 1.法令に基づく水質検査

採水箇所 寄島こども園

(1)水質基準

検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施	
1	一般細菌	100個/ml	6	月1回	月1回	12	-	
2	大腸菌	陰性	陰性	月1回	月1回	12	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため
4	水銀及びその化合物 *3	0.0005	0.00005未満			1	-	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満			1	-	
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満			1	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満			月1回	年4回	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	年4回	4	-		
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.92	月1回	12	-		
11	フッ素及びその化合物 *3	0.8	0.12	年1回	年1回	1	-	過去の値による
12	ホウ素及びその化合物 *3	1	0.01	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため
13	四塩化炭素 *3	0.002	0.0002未満	年1回		1	-	
14	1,4 - ジオキサン *3	0.05	0.005未満	年1回		1	-	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-2,2'-ジクロロエチレン *3	0.04	0.002未満	年1回		1	-	
16	ジクロロメタン *3	0.02	0.001未満			1	-	
17	テトラクロロエチレン *3	0.01	0.0005未満			1	-	
18	トリクロロエチレン *3	0.01	0.001未満			1	-	
19	ベンゼン *3	0.01	0.001未満	1	-			
20	塩素酸	0.6	0.12	年4回	年4回	4	-	
21	クロロ酢酸	0.02	0.002未満			4	-	
22	クロロホルム	0.06	0.024			4	-	
23	ジクロロ酢酸	0.03	0.01			4	-	
24	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003			4	-	
25	臭素酸	0.01	0.001未満			4	-	
26	総トリハロメタン	0.1	0.036			4	-	
27	トリクロロ酢酸	0.03	0.012			4	-	
28	ブロモジクロロメタン	0.03	0.009			4	-	
29	ブロモホルム	0.09	0.001未満			4	-	
30	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	4	-			
31	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
32	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09	年4回	年4回	4	-	過去の値による
33	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
34	銅及びその化合物	1	0.002			1	-	
35	ナトリウム及びその化合物	200	9.3			1	-	
36	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満			1	-	
37	塩化物イオン	200	13.3	月1回	月1回	12	-	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55	年1回	年1回	1	-	過去の値による
39	蒸発残留物	500	99	年1回	年1回	1	-	
40	陰イオン界面活性剤 *3	0.2	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
41	ジェオスミン *3	0.00001	0.000003		発生時期に 月1回	1	-	藻類の繁殖に併せて検査 (発生時期は浄水場にて実施)
42	2 - メチルイソボルネオール *3	0.00001	0.000002		月1回	1	-	
43	非イオン界面活性剤 *3	0.02	0.005未満		3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
44	フェノール類 *3	0.005	0.0005未満			1	-	
45	有機物等(TOC)	3	1.1	月1回	月1回	12	-	
46	pH値	5.8~8.6	7.6			12	-	
47	味	異常なし	異常なし			12	-	
48	臭気	異常なし	異常なし			12	-	
49	色度	5	0.7			12	-	
50	濁度	2	0.1未満			12	-	

備考 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査をします。

\*1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。\*2基準値の2/10以下の場合です。

\*3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2)1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭気についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。



過去3年間の水質検査状況(参考)

吉宗公会堂

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年 間最高値	27年度	26年度	25年度	過去 の 検査 回数	省略不可 4回	簡易項目 1回/月	全項目 検査年 1回	備考
		(mg/L)		最高値	最高値	最高値					
1	一般細菌	100個/ml	6	0	6	0	12				1回/月
2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	12				1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1				1回/3年に減可
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1				1回/3年に減可
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	12				1回/3ヶ月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.89	0.728	0.698	0.89	12				1回/3ヶ月
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.11	0.09	0.11	0.09	1				1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	0.01	1				1回/3年に減可
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1				1回/3年に減可
15	1,4 - ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1				1回/3年に減可
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年に減可
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
21	塩素酸	0.6	0.15	0.13	0.14	0.15	4				1回/3ヶ月
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4				1回/3ヶ月
23	クロロホルム	0.06	0.034	0.033	0.025	0.034	4				1回/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.014	0.014	0.008	0.007	4				1回/3ヶ月
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	0.003	0.003	0.002	4				1回/3ヶ月
26	臭素酸	0.01	0.004	0.002	0.004	0.002	4				1回/3ヶ月
27	総トリハロメタン	0.1	0.047	0.047	0.038	0.047	4				1回/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.017	0.017	0.011	0.015	4				1回/3ヶ月
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.011	0.011	0.01	0.011	4				1回/3ヶ月
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.003	0.003	0.003	0.002	4				1回/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09	0.08	0.08	0.09	4				1回/3ヶ月
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	1				1回/3年に減可
35	銅及びその化合物	1	0.003	0.003	0.002	0.002	1				1回/3年に減可
36	ナトリウム及びその化合物	200	10	8.8	10	8.7	1				1回/3年に減可
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
38	塩化物イオン	200	14	12.8	14	13.9	12				1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	54	52	54	52	1				1回/年
40	蒸発残留物	500	108	108	107	95	4				1回/3ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1				1回/3年に減可
42	ジェオスミン	0.00001	0.000003	0.000003	0.000003	0.000003	1				発生時期に合わせ
43	2 - メチルイソボルネオール	0.00001	0.000003	0.000001未満	0.000002	0.000003	1				発生時期に合わせ
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年に減可
46	有機物等(TOC) 2005年4月 ~	3	1.1	1.1	0.9	1	12				1回/月
47	pH値	5.8 ~ 8.6	7.7	7.6	7.7	7.6	12				1回/月
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12				1回/月
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12				1回/月
50	色度	5	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	12				1回/月
51	濁度	2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12				1回/月

は過去3年間の検査結果が基準値の1/10又は1/5となっているため、法令回数以上の検査を実施する項目です。



過去3年間の水質検査状況(参考)

朝倉公会堂

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年 間最高値	27年度	26年度	25年度	過去の 検査 回数	省略不可 4回	簡易項目 1回/月	全項目 検査年 1回	備考
		(mg/L)		最高値	最高値	最高値					
1	一般細菌	100個/ml	0	0	0	0	12				1回/月
2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	12				1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1				1回/3年に減可
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1				1回/3年に減可
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	12				1回/3ヶ月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.92	0.741	0.699	0.92	12				1回/3ヶ月
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12	0.11	0.12	0.09	1				1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	0.01	1				1回/3年に減可
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1				1回/3年に減可
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1				1回/3年に減可
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年に減可
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
21	塩素酸	0.6	0.12	0.12	0.1	0.08	4				1回/3ヶ月
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4				1回/3ヶ月
23	クロロホルム	0.06	0.026	0.026	0.024	0.026	4				1回/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.011	0.011	0.011	0.01	4				1回/3ヶ月
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	0.003	0.003	0.002	4				1回/3ヶ月
26	臭素酸	0.01	0.002	0.001	0.001未満	0.002	4				1回/3ヶ月
27	総トリハロメタン	0.1	0.039	0.039	0.036	0.037	4				1回/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	0.012	0.011	0.011	4				1回/3ヶ月
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.01	0.01	0.009	0.009	4				1回/3ヶ月
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.003	0.002	0.003	0.002未満	4				1回/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1	0.006	0.005	0.006	0.005	1				1回/3年に減可
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09	0.07	0.08	0.09	4				1回/3ヶ月
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	1				1回/3年に減可
35	銅及びその化合物	1	0.003	0.002	0.003	0.003	1				1回/3年に減可
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.3	8.3	9.3	8.6	1				1回/3年に減可
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
38	塩化物イオン	200	14.1	12.1	14.1	13.2	12				1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55	51	55	52	1				1回/年
40	蒸発残留物	500	106	106	100	96	4				1回/3ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1				1回/3年に減可
42	ジェオスミン	0.00001	0.000002	0.000002	0.000002	0.000002	1				発生時期に合わせ
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000002	0.000001未満	0.000001	0.000002	1				発生時期に合わせ
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年に減可
46	有機物等(TOC) 2005年4月～	3	1.1	1.1	1	0.9	12				1回/月
47	pH値	5.8～8.6	7.6	7.6	7.6	7.6	12				1回/月
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12				1回/月
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12				1回/月
50	色度	5	0.6	0.6	0.5未満	0.5未満	12				1回/月
51	濁度	2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12				1回/月

は過去3年間の検査結果が基準値の1/10又は1/5となっているため、法令回数の検査を実施する項目です。

過去3年間の水質検査状況(参考)

金光総合支所

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年 間最高値	27年度	26年度	25年度	過去 の 検査 回数	省略 不可 4回	簡易 項目 1回/ 月	全 項目 検査 年1回	備考
		(mg/L)		最高値	最高値	最高値					
1	一般細菌	100個/ml	14	0	6	0	12				1回/月
2	大腸菌	陰性	陰性	陰性		陰性	12				1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1				1回/3年に減可
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1				1回/3年に減可
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	12				1回/3ヶ月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.02	0.681	0.692	1.02	12				1回/3ヶ月
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.11	0.11	0.12	0.1	1				1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	0.01	1				1回/3年に減可
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1				1回/3年に減可
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1				1回/3年に減可
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年に減可
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
21	塩素酸	0.6	0.06未満	0.06未満	0.11	0.06未満	4				1回/3ヶ月
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4				1回/3ヶ月
23	クロロホルム	0.06	0.004	0.003	0.02	0.004	4				1回/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.002未満	0.002未満	0.008	0.002未満	4				1回/3ヶ月
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.003	0.003	0.002	0.003	4				1回/3ヶ月
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
27	総トリハロメタン	0.1	0.011	0.01	0.03	0.011	4				1回/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.002未満	0.002未満	0.01	0.002未満	4				1回/3ヶ月
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.004	0.004	0.008	0.004	4				1回/3ヶ月
30	ブromホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002未満	0.002未満	0.002	0.002未満	4				1回/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.03	0.03	0.07	0.01	1				1回/年
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	1				1回/3年に減可
35	銅及びその化合物	1	0.009	0.006	0.001	0.009	1				1回/3年に減可
36	ナトリウム及びその化合物	200	7.9	7.4	9.3	7.8	1				1回/3年に減可
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年に減可
38	塩化物イオン	200	8.6	7.5	12.7	8.6	12				1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	58	55	55	57	1				1回/年
40	蒸発残留物	500	108	101	97	96	4				1回/3ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1				1回/3年に減可
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001	0.000001未満	0.000002	0.000001	1				発生時期に合わせ
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	0.000001未満	0.000002	0.000001未満	1				発生時期に合わせ
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年に減可
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年に減可
46	有機物等(TOC) 2005年4月～	3	0.8	0.6	1	0.8	12				1回/月
47	pH値	5.8～8.6	7.5	7.5	7.6	7.4	12				1回/月
48	味	異常なし	異常なし	異常なし		異常なし	12				1回/月
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし		異常なし	12				1回/月
50	色度	5	1.4	1.2	0.5未満	1.4	12				1回/月
51	濁度	2	0.1	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12				1回/月

は過去3年間の検査結果が基準値の1/10又は1/5となっているため、法令回数以上の検査を実施する項目です。

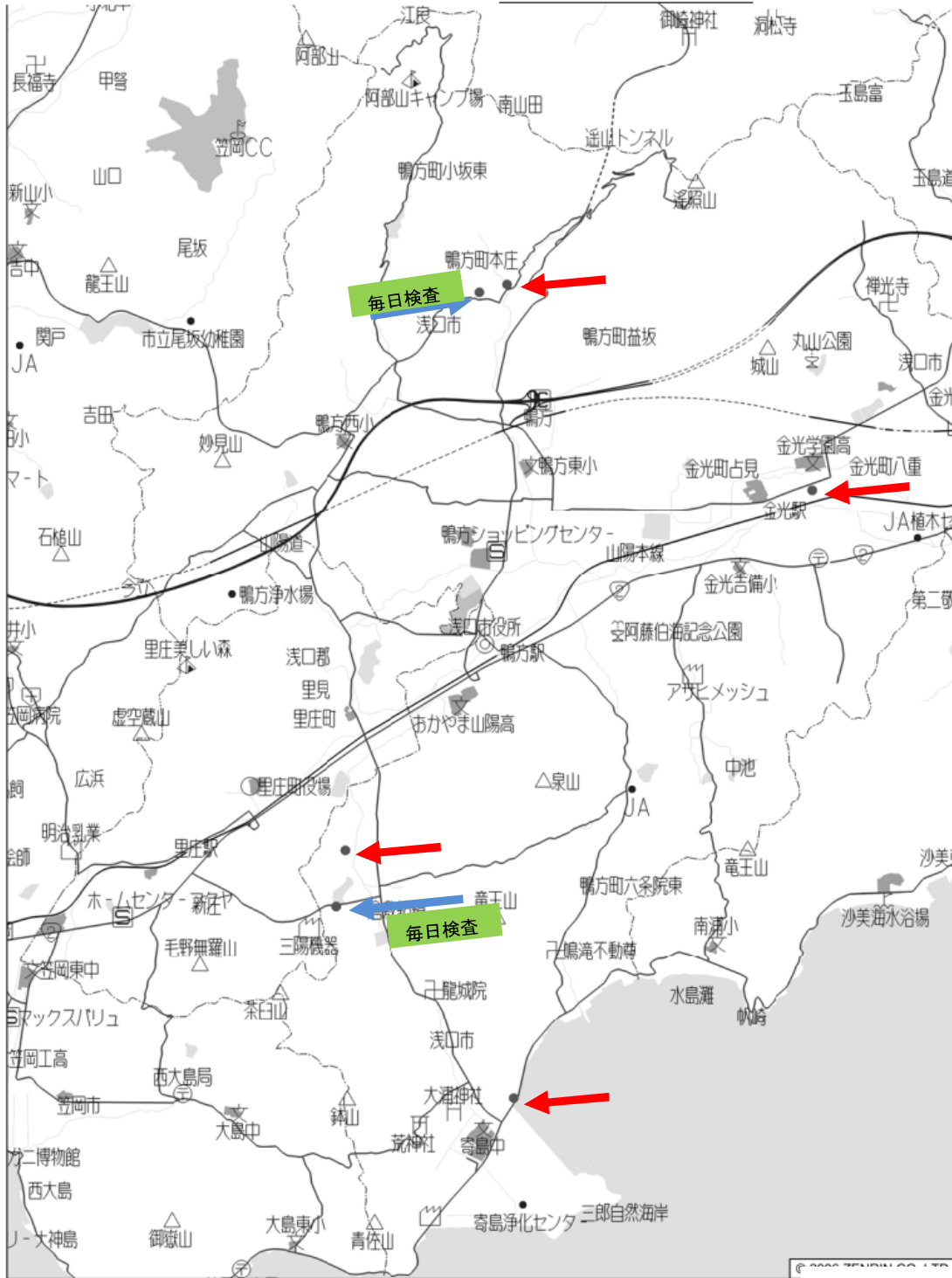
過去3年間の水質検査状況(参考)

寄島こども園

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年 間最高値	27年度	26年度	25年度	過去 の 検 査 回 数	省 略 不 可 4 回	簡 易 項 目 1 回 / 月	全 項 目 検 査 年 1 回	備考
		(mg/L)		最高値	最高値	最高値					
1	一般細菌	100個/ml	6	0	6	0	12				1回/月
2	大腸菌	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	12				1回/月
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	1				1回/3年
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	1				1回/3年
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
8	六価クロム化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.004未満	12				1回/3ヶ月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.92	0.77	0.692	0.92	12				1回/3ヶ月
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.12	0.11	0.12	0.08未満	1				1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1	0.01	0.01	0.01	0.01	1				1回/3年
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	1				1回/3年
15	1,4 - ジオキサン	0.05	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年
16	シス - 1,2 - ジクロロエチレン及びトランス - 1,2 - ジクロロエチレン	0.04	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	1				1回/3年
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
20	ベンゼン	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
21	塩素酸	0.6	0.12	0.12	0.11	0.08	4				1回/3ヶ月
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4				1回/3ヶ月
23	クロロホルム	0.06	0.024	0.024	0.02	0.021	4				1回/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.01	0.01	0.008	0.007	4				1回/3ヶ月
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.003	0.003	0.002	0.002	4				1回/3ヶ月
26	臭素酸	0.01	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
27	総トリハロメタン	0.1	0.036	0.036	0.03	0.031	4				1回/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.012	0.012	0.01	0.01	4				1回/3ヶ月
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.009	0.009	0.008	0.008	4				1回/3ヶ月
30	ブロモホルム	0.09	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4				1回/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.002	0.002	0.002	0.002未満	4				1回/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.09	0.09	0.07	0.08	4				1回/3ヶ月
34	鉄及びその化合物	0.3	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.03未満	1				1回/3年
35	銅及びその化合物	1	0.002	0.002	0.001	0.001	1				1回/3年
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.3	7.9	9.3	8	1				1回/3年
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	1				1回/3年
38	塩化物イオン	200	13.3	11.3	12.7	13.3	12				1回/月
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	55	50	55	53	1				1回/年
40	蒸発残留物	500	99	99	97	95	4	×			1回/年
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.02未満	1				1回/3年
42	ジェオスミン	0.00001	0.000003	0.000002	0.000002	0.000003	1				発生時期に合わせ
43	2 - メチルイソボルネオール	0.00001	0.000002	0.000001未満	0.000002	0.000002	1				発生時期に合わせ
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	1				1回/3年
45	フェノール類	0.005	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	1				1回/3年
46	有機物等(TOC) 2005年4月 ~	3	1.1	1.1	1	0.9	12				1回/月
47	pH値	5.8 ~ 8.6	7.6	7.6	7.6	7.6	12				1回/月
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12				1回/月
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	12				1回/月
50	色度	5	0.7	0.7	0.5未満	0.5未満	12				1回/月
51	濁度	2	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	12				1回/月

は過去3年間の検査結果が基準値の1/10又は1/5となっているため、法令回数以上の検査を実施する項目です。

# 配水管内図及び検査地点



縮尺 1 / 50,000 1.5km 平14総使.第396-1号

## 採水地点(市内全域)

## 平成28年度浅口市水質検査実施計画表

検査の種類	基準項目(51項目) 【浄水】				省略不可項目(23項目) + 追加項目 【浄水】				簡易項目(11項目) 【浄水】				腸内細菌検査 (5項目)	
水道の種類	上水道				上水道				上水道					
採水地点	吉宗公会堂	朝倉公民館	金光総合支所	寄島西保育所	吉宗公会堂	朝倉公民館	金光総合支所	寄島西保育所	吉宗公会堂	朝倉公民館	金光総合支所	寄島西保育所		
4月 7日 (木)													持参6	トレールペーパー追加
5月 12日 (木)													集荷5	
6月 9日 (木)														
7月 7日 (木)														
8月 4日 (木)														
9月 8日 (木)														
10月 13日 (木)													持参6	トレールペーパー追加
11月 10日 (木)													集荷5	
12月 7日 (水)														
1月 12日 (木)														
2月 9日 (木)														
3月 9日 (木)														
年間回数	4				12				32				10	
備考					追加項目								赤痢 + 腸子 + バラ + サル + 腸管	
					アルミニウム・蒸発残留物	アルミニウム・蒸発残留物	蒸発残留物	アルミニウム・蒸発残留物						

省略不可項目実施時の追加項目につきましては、過去3年間の実績を基に設定しています。

腸内細菌検査の容器につきましては、実施月の前月に予備を含めてお届けさせていただきます。  
なお、採取用シート(トレールペーパー)をサービスでお付け致します。

トレールペーパー追加

トレールペーパー追加